

第38回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究保全課

第38回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成22年3月23日（火）

会場：農林水産省本館4階第2特別会議室

時間：午前10:00～11:00

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）役員の退職に係る業績勘案率について

（2）その他

3. 閉 会

午前10時00分 開会

○太田分科会長 それでは開会いたします。

ただいまから第38回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の進め方等について事務局から説明させます。

○事務局 まず、会議の成立についてご報告いたします。

評価委員5名のうち4名が出席されておりますので、関連の規定により、本日の分科会は成立しております。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございます。本日は、役員の退職に係る業績勘案率について、その他という内容となっております。

資料につきまして不備がございましたら、随時お申し出ください。

以上でございます。

○太田分科会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、議事に入ります。

まず、議事（1）として、役員の退職に係る業績勘案率についてご審議いただきたいと思います。

まず、事務局から業績勘案率に関し、簡単にご説明をお願いします。

○事務局 参考資料1、農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についてという資料をまずごらんください。

業績勘案率の算定方法でございますが、基本的な考え方といたしまして、退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価をもとに算出した業務勘案率を基本といたしまして、特段の個人業績がある場合にはこれを考慮いたしまして、独立行政法人評価委員会、この場で決定することになっております。

算定方法といたしましては、算定式による基本業績勘案率に法人業績を勘案しての加算、個人業績を勘案しての加算、減算を行い、算定することとされております。

資料の次のページをめくっていただければと思いますが、2ポツの評価委員会における決定をごらんください。

業績勘案率の決定の流れといたしましては、まず法人から評価委員会へ申請がされます。今回は3月17日付で森林総研から評価委員会に申請がされました。次に、評価委員会で審議されて、その業績勘案率の案を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委に通知します。政独委から意見が出されるならばそれを踏まえまして、評価委員会が業績勘案率

を決定します。政独委から特に意見がない場合には、本日決められた業績勘案率がそのまま決定となります。

以上でございます。

○太田分科会長 よろしゅうございましょうか。

それでは次に、法人から、今回対象となる役員の業績勘案率の算定について、ご説明をお願いいたします。

○福田理事（森林総合研究所） 森林総合研究所の企画・総務担当理事の福田でございます。

お手元の資料によりましてご説明いたします。

資料1を2枚めくっていただきまして、石塚和裕さんの退職手当の算定に係る業績勘案率と上に書いてございます資料でございます。

在任期間は18年4月1日から21年3月31日までの間でございます。

職務につきましては、理事長を補佐して研究所の業務を掌握し、研究に関する事項を担当して職員を指揮監督するということで、主として研究に関する事項でございます。

業務勘案率1.0ということを作成しております。

勘案した事項でございます。

基本業績勘案率1.0でございますが、これに先ほどご説明がありました法人業績を勘案して加算する、あるいは個人業績を勘案して加減算するということになってございます。

法人業績を勘案して加算する率0.0ということでございますが、ここに書いてございます森林総合研究所の業務実績評価は、業績勘案率の対象となる平成18年度～20年度について、いずれもA評価でございました。また、職務上主な対象となる「大項目 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき処置」についても、いずれの年度もA評価でございました。

農林水産省独立行政法人評価委員会では、A評価に関していずれの年度とも中期計画に対して順調に進捗しているとの評価であり、着実に成果を上げているものの、年度計画の達成は本務でありますので、法人業績を勘案して加算するまでには至らないというふうに判断したところでございます。

次に、個人業績を勘案して加算（減算）する率でございます。0.0というふうにしてございます。

（1）にございますが、理事は、18年度から第2期中期計画の開始に当たり、研究戦略会議等を通じて12重点課題の研究を指揮し、業務の積極的かつ円滑な実施を達成いたしました。

中期計画の着実な進捗と新たな情勢に対応するために、運営費交付金の効果的・効率的活用と外部競争的資金の積極的な獲得に努めたところでございます。その結果、運営費交付金により「木質バイオマス地域利用システムの開発」、「大面積皆伐についてのガイドラインの策定」、「地域材を利用した安全・快適住宅の開発と評価」、「中国における木材市場と貿易の拡大が我が国の林業・木材産業に及ぼす影響の解明」などを開始し、研究を推進したところでございます。また、外部資金のうち、林野庁事業では「森林吸収源インベントリ情報整備事業」、めくっていただきまして、「森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業」、「遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発事業」など、農林水産省が新たな農林水産政策を推進するために行っている実用技術開発事業では「スギ雄花形成の機構解明と抑制技術の高度化に関する研究」、「広葉樹林化のための更新予測及び誘導技術の開発」など、また、環境省予算では地球環境研究総合推進費の中で「森林減少の回避による排出削減量推定の実行可能性に関する研究」などを獲得し、中期計画を推進させたところでございます。

また、（３）でございますけれども、19年の林木育種センターとの統合に際しまして、研究と育種の連携に関する事項の調整のため、第2期中期計画の変更を行い、統合によるシナジー効果を発揮せしめたところでございます。

また、（４）でございますけれども、研究成果の社会還元という面では、特許の取得やプレスリリースを奨励して成果を上げるとともに、講演会、シンポジウムを開催いたしました。主なものとして、森林総合研究所の成果発表会を公開講演会として拡充して毎年開催したこと、また、「ストップ森林破壊 気候変動対策に向けた研究者からのメッセージ」などの最新技術のシンポジウムの開催、「CDM植林による熱帯林の生物多様性はどうか」などの国際ワークショップを開催いたしました。

以上のように、数多い業績を上げたところではございますが、今回の評価対象となる期間において特に加減算するまでには至らないというふうに判断したところでございます。

参考資料は2ページついてございます。

それから次に、2ページめくっていただきまして、田野岡章さんの退職手当の算定に係る業績勘案率でございます。

2番のところにありますように、理事ではございますが、なお書きにありますように、17年4月1日から19年3月31日までの間は、統合前の旧独立行政法人林木育種センターの理事長でございました。

在任期間は17年4月1日から21年3月31日まででございます。

職務といたしましては、理事長を補佐して研究所の業務を掌握し、育種事業・森林バイオに関する事項を担当して職員を指揮監督するということでございます。なお、旧育種センターの理事長の職務は括弧書きでございます。

業績勘案率については、1.0ということで案を作成いたしました。

勘案した事項でございますが、基本業績勘案率1.0に対しまして、法人業績を勘案して加算する率でございます。

業績勘案率の対象となる17年度～20年度について、旧林木育種センター（17年～18年度）及び森林総合研究所（19年～20年度）の業務実績評価は、いずれもA評価でありました。また、森林総合研究所在任中の職務上主な対象となる「大項目 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置」についても、いずれの年度もA評価でございました。

農林水産省独立行政法人評価委員会では、A評価に関していずれの年度とも中期計画に対して順調に進捗しているとの評価でございます。着実に成果を上げているものの、年度計画の達成は本務でありますので、法人業績を勘案して加算するまでに至らないというふうに判断したところでございます。

次に、個人業績を勘案して加算（減算）する率でございます。

理事は、統合前の旧林木育種センターの理事長として、第1期中期計画の取りまとめ、18年度から始まる第2期中期計画の策定、18年度からの非公務員化への対応、19年度からの森林総合研究所との統合を指揮し、業務の積極的かつ円滑な実施を達成いたしました。

また、19年度の森林総合研究所と林木育種センターとの統合に際し、研究と育種の連携に関する事項の調整のため、第2期中期計画の変更を行い、統合によるシナジー効果を発揮せしめたところでございます。

また、林木育種事業の実施に当たっては、運営費交付金の効果的・効率的活用と外部競争的資金の積極的な獲得に努めたところでございます。その結果、運営費交付金により、花粉症に対して有効かつ精英樹と同程度の成長を示す無花粉スギ品種（三重不稔1号）を開発いたしました。また、外部資金について、「抵抗性品種等緊急対策事業」、「花粉症対策品種開発促進事業」等を獲得し、中期計画を進捗させたところでございます。

（4）でございますが、海外協力を積極的に進め、中華人民共和国の安徽省林業庁と、マツノザイセンチュウ抵抗性種苗の普及に係る採種園造成技術に係る国際共同研究の覚書の締結を指揮いたしました。

以上のように、数多い業績を上げたところではございますけれども、これらの業務実績はおおむね年度計画の範囲のものであることから、今回の評価対象となる期間において特に加減算するには至らないというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました前研究担当理事の石塚氏、前育種事業・森林バイオ担当理事の田野岡氏の業績勘案率について、ご意見等をお願いしたいと思います。

何でも結構でございますので、ご意見、ご質問、よろしくお願いいたします。

○福田理事（森林総合研究所） 資料の簡単に概要でご説明させていただきましたけれども、細かい評価表が後ろについてございますので、その中に一部B評価のものがございますので、その点につきましてご説明をさせていただければと思います。

○太田分科会長 よろしくをお願いします。

○福田理事（森林総合研究所） まず、石塚理事のほうの、細かいほうの2枚目の紙です。横長の紙でございますけれども、これでご説明をさせていただければと思います。

まず、18年度の評価におきまして、石塚理事の職務に係る中項目の試験及び研究並びに調査、このうち小項目の中でB評価になっているものがございます。森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発でございますが、これにつきましては、実際の項目そのものでいきますと、それなりに成果は上がっているんだけど、これからの成果のアウトプットを意識して、期待も高いので、高度な研究を推進していただきたいという今後の期待も含めたようなB評価になっているわけでございます。

それで、それについては外部資金や交付金により、例えば里山イニシアチブに資する森林生態系サービスの総合評価手法に関する研究という、環境総合の競争的資金も取っておりますけれども、そういう外部資金でありますとか交付金による里山森林サービスに関するプロジェクトをその後開始いたしまして、中期目標の達成を図っております。

また、その下のほうにございますけれども、森林生物の生命現象の解明はS評価になっておりまして、S評価の分もございますので、あるいは安全な木質資源利用、材料の開発についてもS評価になっていますが、こういうS評価のものもございますので、必ずしも業績全体に影響を及ぼすものではないというふうに判断したところでございます。

それから、19年度、20年度の評価において、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発という項目が両方ともB評価になっています。これは昨今の林業の大変厳しい状況の中で、そ

ういう中で、研究開発を進めてはいるんですけどもなかなか際だった成果を示せない、という状況もありまして、より迅速な研究等の推進が求められるという理由でB評価になったということでございます。

外部資金や交付金による低コスト再造林、列状間伐に関するプロジェクトの開始をその後いたしました。スギ再造林の低コスト化を目的とした育林コスト予測手法及び適地判断システムの開発、実用技術開発でございますけれども、こういうプロジェクトもその後、開始に尽力するなどしまして、中期目標の達成に努めているところでございます。

また、両年度ともに、他の細部項目でS評価を得ている部分もでございますので、全体の業績勘案率に影響を及ぼすものではないというふうに考えたところでございます。

それから、田野岡理事の関係でございますが、同じく3枚をめくっていただきまして、細かな表のほうでございます。

17年度の旧林木育種センターの評価に係る田野岡理事の職務に係る評価について、大項目、予算、収支計画及び資金計画の中期計画、受託収入等の増加に係る取り組みというのがB評価となっております。全体として努力していることは認めるんだけど、目標を明確にして取り組むことが望まれるという理由でございます。

その後、外部資金の獲得に積極的に努め、20年度の外部資金については1億800万ということで、17年度の2,200万の5倍近いところまで拡大し、中期計画の目標の達成を図っているところでございます。そういうことから、18年度の中項目のS評価、同じ項目でS評価になっているということから、全体の業績勘案率には特に影響を及ぼす問題はないというふうに考えております。

また、19年度の評価について、中項目の産学官連携・協力の促進・強化、B評定になっているものでありますけども、これは森林・林業・木材産業に係る中央研究機関としてのリーダーシップがより強く求められるということで、期待も含めて、頑張れというようなお話がございましたが、これについて、21年1月にはバーチャルの形でありますが、産学官連携推進室を設置するなどして中期目標の達成を図っているところでございます。これについても業績勘案率に直接影響を及ぼすほどのものではないというふうに判断をしております。

なお、この間につきまして、特段の事項、不祥事とか予算執行調査における指摘事項とかということで、あったのかということについて若干付言させていただければと思います。

格別重要な問題ということではなかったのですが、会計検査院からは、これは国のほうも同じだったんですけども、旅費の取り扱いが一部不適切だということが、国も含めて指摘を受け

まして、同じような規程を持っていたものですからそれを直すべき、と。ただ、速やかにそれについては改正の措置をとっておりますし、また、直接担当でもないということもございますので、業績勘案率を審議する理事の職務の範囲ということにはならないのかなと思っております。

以上でございます。

○太田分科会長 詳細な説明をいただきましたけれども、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特にご意見はないようですので、林野分科会として、石塚・田野岡両氏の退職手当に係る業績勘案率につきましては、法人からの提案のとおり1.0ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○太田分科会長 それでは、林野分科会としてこういう形にさせてもらいたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、石塚・田野岡両氏の業績勘案率は1.0といたしまして、政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知いたします。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会から特段の意見がない場合には、通知した業績勘案率となります。

○太田分科会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局 本日は、その他の議事といたしまして、役員の給与規程の改正について、1月に書面にてご審議いただきました重要な財産の処分に関するご報告、平成20年度の森林総合研究所の評価結果に対する政独委の意見についてのご報告、また、審議会の運営に関連する事項についてとなっております。

まず、役員の給与規程の一部改正についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

森林総合研究所の役員給与規程の一部改正についてご報告いたします。

独立行政法人通則法の第52条、53条、62条に基づきまして、独法は報酬の支給基準を主務大臣に届け出なければいけないことになっているということでございます。また、主務大臣は、届け出があったときには、その支給基準を評価委員会に通知することになっております。評価委員会はその支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し意見を申し出ることができるかとされております。

資料2の一番最後のページをご覧ください。

今回の改正は、一言で言いますと、森林総合研究所役員の報酬につきまして、国家公務員の報酬の変更に準じた取り扱いにするため、規程の改正を行うものでございます。新聞等でも見られているかもしれませんが、国家公務員につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されました。このことから、森林総研におきましても、常勤役員の俸給月額の改正、12月の期末特別手当の支給割合の改正などを行うものでございます。この資料の一番最後のページの2の(1)から(4)にあるとおりでございます。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、ご質問、または評価委員会として特に大臣へ述べたい意見等はございますでしょうか。何かご質問ございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

このところは、毎年この議案は出ていますね。

○事務局 毎年というか、国家公務員の給与が改正された時にはということでございます。

○太田分科会長 内山委員、何か特にございませんでしょうか。

ほかにどなたかご意見ございますでしょうか。

それでは、特段のご意見がないようでございますので、大臣への意見具申はなしとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、1月に皆様に書面にてご審議いただきました重要な財産の処分について、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

重要な財産の処分についてご報告申し上げます。資料は特にございません。

重要な財産と申しますのは、今回、具体的には森林総研が杉並区に保有しております職員宿舍第8号という物件につきまして、昨年8月の前回の分科会におきまして処分の手続を進めている旨のご報告をしたところでございますが、その後、手続が進みまして、農林水産大臣として財産の処分を認可します際の林野分科会にご意見を伺うということにつきまして、本年1月に書面にてお伺いをいたしまして、1月7日付で異存がない旨ご回答いただいたところでございます。

これを受けまして、農林水産大臣は、3月1日に財産処分を法人からの申請のとおり認可をいたしまして、法人におきましては現在、物件の売却に向けて作業を進めているところでございますが、年度内にこの物件を売却する旨、公示をいたしまして、買い受け希望者を募るこ

ととしております。

以上、ご報告でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。これは報告でよろしゅうございますか。

それでは次に、平成20年度の森林総合研究所の評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見について、事務局からご報告いたします。

○事務局 昨年12月に取りまとめられました総務省の政独委二次評価についてでございますが、既に皆様に公文書で送付させていただいておりますが、そのポイントのみご報告させていただきます。

参考資料2の3枚目、別紙1をご覧ください。

農林水産省の評価委員会に対する共通的な意見といたしましては、契約の適正化、それから諸手当及び法定外福利費の適切性の確保について適正に評価すべきとされております。別紙1の1ページに契約の適正化とございまして、そこから、1ページから15ページまで、契約の適正化について、農林水産省傘下の独法の評価についてのコメントが書かれているところでございます。

それから、諸手当及び法定外福利費の適切性の確保につきましては、15ページから19ページに記載されております。

このように、近年、政独委は、この契約の適正化についてはかなり重視しているところでございまして、さらに今回は諸手当とか法定外福利費の適切性についてもしっかり見るべきというのを打ち出しているところでございます。

森林総研に対しましては、細かなものを含めますといくつか記載されているところですが、ここでは2つの事項について説明します。

15ページをご覧ください。15ページの真ん中のところでございますが、契約の適正化の最後の部分に、関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果として、関連公益法人との間の業務委託契約について、業績実績報告書等に記載されているものの、契約の妥当性等について評価が行われていない。今後の評価に当たっては、業務委託契約の妥当性等について評価を行うべきとされているところでございます。

もう1つ、2つ目といたしましては、25ページをごらんください。

25ページから27ページまでが森林総研への個別に指摘すべき意見として挙げられているものでございまして、4点記載されております。その中の3ポツ目、4ポツ目をご紹介しますが、内容的には別な内容ですが共通している方向性が書かれておりまして、それをまとめて言

いますと、S評価を評価している項目の評価についてのコメントでございます。

3ポツ、4ポツで共に言われていることは、その年度において特筆すべきことのみを記載して、そのことによりS評価にしたという書きぶりではなく、その年度に行うべきことのすべての取り組みについて言及、評価しまして、さらにその中で特筆すべきことがあったためSとしたという書きぶりにすべきというものでございます。

以上でございます。

○太田分科会長 ありがとうございます。

これらを踏まえて、これは昨年から行われているものですが、皆様から平成21年度の評価を行っていくに当たって、これからですが一のご意見や、法人、事務局に対する要望があれば、ご自由にご発言いただければと思います。

今までのところ、議事が淡々と進んでおりますので、この際、具体的な評価に対する評価も出てきているわけですので、それらを踏まえまして、委員あるいは専門委員の皆様に、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。何でも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○古田専門委員 26ページのところに、私たちがつけたS評価に対する問題点が掲げられているんですけども、具体的にはマツノサイセンチュウ検出試薬キットの開発を私たちはSにしたと。それは適切ではないとこの報告書は言っているわけです。全体を見なさいと。

ですけど、私たちは今までいつもそういう形でやってきましたよね。爽春のときもそうだったし、全体というよりも、特記すべきものがあるとSにしてきたというふうに思うんですけども、それに対して、分科会長として太田先生はどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○太田分科会長 これまでの評価は、上の評価委員会の評価の方針が少しずつ変わってきているんじゃないかという、そういう逆に疑いというか、あって、こういうふうになっているのかなと思うんですが、そのあたり事務局はどうなんでしょうか。こういう評価を出してきているというのは、全体、もっとほかのところも含めて、あるいは前回、前々回から含めてどういうふうになってきているのか、多少その辺もあるんじゃないかなという気はしているんですけども。

○事務局 事務局としての総務省の姿勢の変化についてでございますが、全般的には独法の評価もより厳しく、かつ、微に細にやりましょうというような、より注文が厳しい部分がございます。ここのS評価につきましても、私たちからするといろんな、7月にやった非公開のディ

スカッションの中ではある程度かなり言及されているところございまして、私たちもこの政独委から二次評価を示された時には、そういう皆様のシートとかそういうものもお示しして、マツノザイセンチュウのことだけじゃなくて、いろんなことも議論しながら、ただ、評価シートには一番特筆すべきマツノザイセンチュウのこのみを書いたんだという説明をしたんですけど、やはり政独委というか、総務省の事務方といたしましても、評価シートが表に出るものなので、やはりS評価とするところには評価項目の取り組むべきとされていることについては、それぞれ網羅的と申しましょうか、事項については全部記載して、その中でさらにマツノザイセンチュウのキットについてはいいという、より丁寧な記載にしてほしいと。

○太田分科会長 表現をそういう形にしてほしいと。

○事務局 そうですね。より丁寧に書いてくれということだというふうに理解しております。

○太田分科会長 という事務局のご理解のようですが、古田先生、どうですか。

○古田専門委員 私は特に。

○太田分科会長 この評価結果を踏まえて、21年度に対する評価も行っていくということになるわけで、それは我々もそうですし、また評価結果を、原案を出していただく法人側も注目しなきゃいけないということだろうと思いますが、何かそのあたりも含めてご意見あるいは感想等ございますでしょうか。

政独委の意見を踏まえた対応ということを形の上ではやらないといけないというのが我々の立場なのかなというふうに思いますが、そのあたり。それと、私たち自身がどういうふうにその辺を解釈して、より有効な評価につなげていくという意味で、こういう評価をしたんだという独自性は主張しても構わないのかなという気もいたしますが、何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○戸澤専門委員 評価をする場合、やっぱり評価のルールというんですか、書いたものがありますよね。あれをもとにしてやるというのが僕は原則じゃないかなと思うんですが、その時々であれで世の中の評価というんですか、受けとめ方は変わるとは思うんですけど、変わったなら変わったなりに言って、資料的に、数字的に、SなりAなりBとか、みんなランクを決めて評価しなさいと厳しく求められているのに、判断する根拠がその時々でずれるという失礼ですけど、変わるというのは、変わるなら変わったでいいですけど、変わったなりの何かご説明というんですか、お話をいただけないと、これはいいとか悪いとかというのはどこかで主観的なものが入って、トータルで丸められちゃうのでは、ちょっとどうかと思いますが。

○太田分科会長　そういう感想は皆さんお持ちじゃないかと思えますけれども。

どうぞ。

○箕浦専門委員　1つは、ここのいろんな項目がございまして、3カ年でやるもの、5カ年でやるもの、そういうものがあって、その年度の単体だけの評価基準ということじゃなくて、その3カ年はこのような評価基準でやっていきなさいよというようなことを示していただくということと、あともう一つは、複数の課題が一緒になって1つの大きな大項目になっていると思いますので、その中のこういうものの重みづけ、それがどの程度の重みづけの結果、この項目についてはSになって、ほかのものがAになってというようなことを示していただくと、評価するほうもやりやすいのかなというような感じがいたします。

○太田分科会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

我々はかなり議論をしてやっておりますから、ですからこの政独委の意見は勘案しないといけないとは思いますが、そんなに自信がないわけではないはずで、一生懸命やっている範囲内ではというふうに、独法のほうではそういうご理解をいただきたいという気はいたしますけれども。表現をもう少しこういうふうにするというのは技術的なことですので、それについては配慮していかなければいけないというのはそのとおりかもしれません。

何かこの辺を含めて、あるいはもう少しほかの観点も含めて、次にこの評価会自体がどうなるのかよくわかりませんが、従来どおりの形でやっていくとすれば、何かご意見等ございましたら出していただければと思います。

○早坂委員　ほかの意見でもよろしいですか。

○太田分科会長　いいと思います。

○早坂委員　一般競争入札についてということで、森林総合研究所で、14ページにあります一者応札についてという評価結果が出ておりまして、19年度より増加しているというところで、森林総合研究所は丸がついていました。これは研究の特殊性だとか、あとは委託するに当たってどうしてもそこじゃなくちゃいけないとか、そういう事情があってまたふえているのか、何か説明がありましたらお願いしたいと思います。

○太田分科会長　じゃ、事務局、お願いいたします。どうぞ。

○福田（森林総合研究所）　ただいまの一者応札の件でございまして、一者応札というのは、要は一般競争入札をするんだけど、1人の業者しか応札をしないで、その結果、競争原理が働かないので不適切ではないかというふうなご指摘の部分でございまして。

これにはいろんな問題がありまして、ただいま委員が言われましたような、特殊性で実際にやる業者が少ないといえますか、あるいは機械のメンテナンスとか、その後の保守管理とか、修繕とかというふうなことになりますと、どうしても一度入れた機種 of 代理店とか営業しているところが応札してきて、ほかの人は遠慮してしまうと。他社の製品について自信を持ってなかなかメンテナンスができないというようなことから、応札を手控えてしまうというような面がございますとか、あるいは、これは私ども周知を、いろんな関係で努力をしているんですけども、場合によっては、典型的なのは、災害復旧なんかは例外的なものですけども、そういうもの以外でも補正予算でどうしても雪が降る前にやらなきゃいけないということで、補正予算が決まるのが遅くて、実際に今度工事のほうは後ろから雪が降る前にしなきゃいけないということで、公告期間が、周知が短くなってしまったりとか、その前に調査設計が入って、その調査設計の時間でまたとられてしまうというようなことがございまして、そういうことによって、もうちょっと工夫すれば一者応札を避けられたのではないかなというふうなものもございます。

そういう中で、努力をしているわけですが、応札する方のこともあり、こういう結果になっておりまして、いずれにしろ、しかしながら、これはまさに入札の公告の仕方を更に工夫する、あるいは機械であれば性能表示にして、見た瞬間に機種が限定されないように十分心がけるとか、あるいは公告の場所を複数に、これは複数にしていますけども、ただ相手方もありまして、国の場合は比較的どこでも載せられるんですけども、独法になりますと、一部の市役所では、場合によっては嫌だと言われるということもあります。市役所とかそういう地域の中で複数の箇所ですでにやると。あるいは期間を長くとるとか、こういういろいろな対策がございまして、今回も入札監視委員会あるいは契約監視委員会とか、そういうところでもフィルター、厳しくご指摘もいただいています、まさに日々の中で改善していかなければいけないということですが、たまたまこの年度についてはこういう結果になっておりまして、これらも踏まえまして、今そういう見直しを一層徹底するということで努力をしております。

先ほど委員からお話がございましたように、なかなか業者の数も少ない。それから、保守契約などでありますと、そういうつくった会社の代理店みたいなものが保守も手を挙げるといふような傾向もありますので、そういうのをゼロにするのはなかなか大変な面もあるんですが、努力をして減らすようにしていきたいというふうに思っております。

○太田分科会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、内山委員。

○内山委員 この15ページの森林総研に関する関連公益法人の指摘というのは、これは政独委のほうがこういうふうな指摘をしてきているということですよね。今後の評価に当たっては、特定関連会社との業務委託契約の妥当性等について評価を行うべきであるということです。

たしか私、この席でもこの件は議論した記憶があるんです。それで、こういう関連公益法人に対する業務委託が妥当かどうかというのはどういうふうに検証するかどうか。それで、たしか私の記憶ですけれども、関連公益法人から再委託されて、全くその関連公益法人がトンネル的に使われていると、これは妥当とは言えないのかなというような、たしかそんなような発言をさせていただいたと思うんです。

それで、私、こういう指摘を見ると、非常に難しいなと思うんです。妥当であると積極的に言えるかどうかなんです、我々が。だから、妥当ではないとは言えないというくらいなんですよ、実のところは。

ですから、コメントというのは、実はその辺のレベルでおさまっている話なのかなという気がするんですよ、私。積極的にこういうものを、関連公益法人との取引が妥当です、妥当ですというのが、じゃ我々どういう検証をした上で言い切れるのか。だって世の中的には、風潮として、関連公益法人は悪であるというような、何かあるじゃないですか。公益法人というのは不倶戴天の敵みたいな。そういう中で、積極的に評価委員会で妥当だ妥当だというのはなかなか難しいなと。ただ、いろいろ話を聞いてみると、実際そこで業務を遂行していて、100%丸投げなんてないんですよと。価格についての検証もある程度していますよということであれば、それは妥当ではないとは言えないというぐらいなのかなという、そういうレベル感で実は考えていまして、だから、こういう指摘というのは来年以降も何か続いちゃうんじゃないのかなというふうな気がしていますので、その辺何かあれがあるんですか。

○太田分科会長 どうぞ。

○福田理事（森林総合研究所） この指摘自身も、本来であれば、ここまで書くのかなという感じもありますけれども、政独委のご見解です。ただ、こういうことによりまして、今の風潮の中で関連公益法人との間の契約というのが1.1億円、しかも関連公益法人における総収入におけるこの仕事の受注額が8割だという、この数字だけを見れば何かおかしいのではないかというふうに受け取られる面が出てくるかと思います。

実際問題として、この業務は同じものを全国各地の育種場で発注しているのですけれども、これについて、南のほうでは森林組合が受注して、北のほうではたまたまこの公益法人が受注しているということでもあります。だから実際問題としますと、実際にはもちろん人もそこにいて

仕事はしているんですけども、森林組合のほうからするとどうも育種関連のことなので、普通の、例えば苗木をつくって山に木を植えるというぐらいの、ほかのどこでも行われている仕事であれば手を出せるんですけども、なかなかこういう苗畑の中で、しかも研究開発の結果として作り出されたという特殊なものを死なせないようにして、成果を出さなきゃいけないというところで、なれない仕事なので、というのがどうもあるようでございます。

ただ、これについても、いつまでもこういう形というわけにはいかないので、現実には南のほうでは森林組合とかが受注している例もありますので、そういうことも含めてきちんと丁寧に説明して、今こういうものについて減らしていけるように取り組んでいるところなんです、残念ながら21年度はもう終わってしまっていて、22年度のところでは具体的に数字を変えられると思いますけど、21年度の実績では余り大きな変化は出てこないというような状況でございます。

また、経過で申しますと、業務実績報告書の後ろのほうに、こういう特定の関連公益法人との取引をきちんと書くようにということで、最近では指導が厳しくなって、正直に書いてこういう指摘を受けているということでありまして、そういう意味では、きちんと努力している中で、正しく開示しているわけですが、こういうことによって森林総研全体の評価が大きく下がるようなことがあってはならないと思いますので、私どもは、きちんと22年度にはそういうことにならないようにというふうに取り組んでいきたいと思っております。

○太田分科会長 どうもありがとうございました。

努力をする部分もあるということと、対応の仕方もより合理的にということだろうと思います。よろしゅうございましょうか、このあたりで。

それでは、平成21年度の評価に当たりましては、政独委の意見を踏まえて、また、きょうの議論も踏まえて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に事務局から、会の運営に関連する事項についてご説明をお願いいたします。

○事務局 審議会の運営に関連する事項といたしまして、若干ご説明申し上げます。

書面による審議についてでございます。先ほどご報告申し上げました重要な財産の処分のように、書面にて委員の皆様にご意見を伺う場合がございます。本来でありますと、その都度、委員の皆様方にご参集をお願いすべきところではございますが、日程との兼ね合いなどの要因によりまして、今後も書面によるご審議をお願いする場合がありますと考えております。

当面想定されますのは、水源林造成事業などを実施するための資金であります財政融資資金の借入れにつきまして、来年度も予定しているところでございます。現在、予算案を国会でご審議いただいているところですが、予算が成立をいたしますと、平成22年度の償還計画、あ

るいは9月の借り入れ、3月の借り入れといった際に、林野分科会のご意見を伺うことが見込まれるところでございます。

ご意見を伺います際には、従来から、まず分科会長にご相談を申し上げまして、ご了解をいただいた上で、委員の皆様にご意見を伺っているところでございますが、今後もそのような形でご意見を伺う場合がありますことにつきまして、あらかじめご承知おきいただければ、会の運営上、大変ありがたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 最後に1点ですが、関連情報といたしまして、年末の12月25日に独立行政法人の抜本的な見直しという閣議決定がなされております。この内容は、すべての独立行政法人については今後、抜本的な見直しを行うという内容でございますので、そういうのが閣議決定されているということを情報としてお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○太田分科会長 どうもありがとうございます。

書面審議はやらざるを得ない状況だろうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、きょうは一時間でございましたけれども、すべての議事が終わっております。

以上をもちまして、この場を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。